

くらしウォッチャーだより

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー10・11月調査結果から
<消費生活関連・食品の品質表示関連>



10月11月報告 消費生活関連

電話勧誘

[光熱水 3件]

- ・「電力のお得な料金プランの診断ができる」と音声ガイダンスが流れ、回答せず切った、等
- [運輸・通信 8件]
 - ・「電話料金の支払い確認ができない」、「お客様の電話番号は本日停止されます。詳しくは〇番を押してください」という自動音声の案内あり。詐欺と思われたので回答せずそのまま切った。
 - ・「郵便が正しく配送できないので〇番を押してください」、「アカウント情報の確認と登録解除」、宅配業者を騙る「荷物の再配達依頼」という自動音声の案内

[食料品 1件]・健康食品のアンケート

[商品一般 10件]

- ・「着物、何でも良い1点でも良い」というリサイクル業者から電話があったが、何もないと断った。
- ・航空会社のマイレージバンクから「マイルの期限切れ」、「世論調査アンケート」、「現在の政権、選挙に関するアンケート」等々。自動音声が流れたが電話を切った。
- ・省庁を名乗り「保険証が使えなくなります」という音声ガイダンスだったが、日本語が不自然だったので切った。

通信販売

[光熱水 19件]・契約のない電力会社を名乗る「電気料金未払いのお知らせ」のメール

- ・ガス会社を騙る「料金確定のお知らせ。残高不足のため支払い方法のご連絡」のメール

[運輸・通信 7件]・宅配事業者を騙る「再配達ご案内」のメール

[金融・保険 10件]・銀行名を騙る「口座の異常のため情報更新依頼」、クレジットカード会社を騙る「振込内容確認」メール、「一部サービスを制限中、本人確認はこちら」とURLクリックを促すメール、「不正利用の兆候が検出された」と本人確認のためのボタンを押すよう促すメールとメッセージ

[土地・建物・設備 2件]・太陽光パネルに関するメール

[他の役務 1件]・仕事を紹介するメッセージ

[商品一般 20件]・取引のない会社のカスタマーサポートメール

- ・警視庁を騙る「マネーロンダリングの疑いがある。保釈金として150万円を振り込んでください」という内容のメール
- ・国の機関を騙る「国勢調査協力依頼（オンライン回答受付中）」のメール
- ・「マイナポイント申込み」、「個人向け支援金・助成制度に関する意向確認」のメール
- ・実在する事業者を騙る「不正アクセス検出のためのお客様情報変更依頼」のメール
- ・実在する電子プラットフォームの名前を騙る「返金の確認」「支払い方法確認」のメール

その他

- ・隣家で利用している食材配達業者が、隣家に駐車しているのに荷物を持って私宅の物置を開けているところを家族が発見し、業者に苦情を申し入れた。



消費生活相談員からのコメント

電話勧誘では、郵便、宅配業者を騙る詐欺電話（音声ガイダンス）の報告が多数寄せられました。普段から留守番電話機能や詐欺撃退電話機を活用し、相手を確かめてから冷静に対応しましょう。

通信販売の報告では、電気・ガス会社、国の機関、銀行・クレジットカード会社、宅配業者を騙り、多岐にわたる迷惑メールが横行しています。契約していない会社からのメールは無視し、請求先に心当たりがある場合には直接、信頼できる窓口に問い合わせしてください。また、SMSやメールで宅配業者から「不在通知」が届いても、記載されているURLには安易にアクセスしないようにしましょう。

インターネットを利用した通信販売に関する相談も減少しません。これから年末年始に向けて、ネットショッピングを利用する方もいらっしゃると思います。通信販売では「特定商取引法に基づく表記」について定めがあり、広告に事業者の①名称、②住所、③電話番号、④申込みの撤回または解除に関する事項等を表示しなければなりません。注文の前に記載事項に不審な点がないかよく確認し、公式サイトから信頼できるショップを選びましょう。

Winter Sale
ネット通販の冬物商品セール

「模倣品」「粗悪品」にご注意！




M 注文前に必ずチェック！

- ✓ サイト内の日本語が正しく表記されていない
- ✓ ブランド、メーカー品の価格が不自然に安い
- ✓ 大手電機メーカーの製品を連想させる表記
- ✓ サイト上に事業者の連絡先が明確でない
- ✓ 無関係の住所や電話番号などを記載
- ✓ キャンセル、返品、返金のルールの記載がない

こんな広告やサイトには要注意!!!

国民生活センター・越境消費者センターHPにて
悪質通販サイト情報公表中
ここに掲載されたいたら注文しない！


国民生活センター
(2025年 12月)

国民生活センター「発表情報」より

10・11月報告 食品の品質表示

品目別	月	調査品	表示事項	調査延べ 店舗数	表示状況			
					1回目		2回目	
					有	無	有	無
生 鮮 食 品	農産物	10月	しいたけ	20	10	0	10	0
			梨	20	10	0	10	0
		11月	さつま芋	20	10	0	10	0
			柿	20	10	0	10	0
	水産物	10月	魚	20	10	0	10	0
		11月	貝	20	10	0	10	0
		10月	豚肉	20	10	0	10	0
	産畜物	11月	牛肉	20	10	0	10	0
加工食品	10月	チーズ	第1原材料の原産地表示・原材料名 添加物・消費期限 賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名 称及び住所・アレルゲン/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	10	10	0	/	
	11月	ピーナッツ クリーム		10	10	0	/	

◆報告

- 加工食品の品質表示について、詳細な情報が表示されていたため
字体が大変小さく表示されていた。



表示の大きさについて

食品表示基準（表示の方式等） 第八条 九項に、

「表示に用いる文字は、日本産業規格JISZハ三〇五（一九六二）（以下「JISZハ三〇五」という。）に規定するハポイントの活字以上の大さの文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のもの及び印刷瓶に入れられた一般用加工食品であって、表示すべき事項を蓋（その面積が三十平方センチメートル以下のものに限る。）に表示するものにあっては、JISZハ三〇五に規定する五・五ポイントの活字以上の大さの文字とすることができます。蓋に表示をする場合であって、内容量以外の事項を全て蓋に表示する場合には、内容量の表示は、蓋以外の箇所にすることができます。」と記載されています。

要するに、原則的に8ポイントの活字の大きさですが、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものに表示するものにあっては5.5ポイントの活字以上の大さであればよいとされていますので小さく表示されていたものと推測されます。

小さな表示でも大切な情報がたくさん記載してありますので気をつけて確認しましょう。

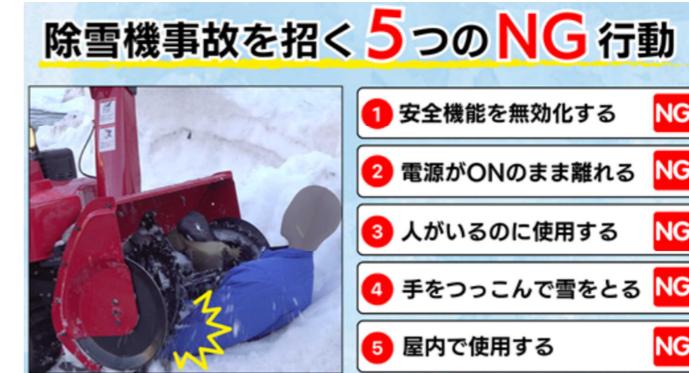
～編集後記～

前号でもお伝えしましたが、大崎市では、10月28日にクマ被害対策本部を立ち上げ、11月30日までの期間「クマ出没緊急事態宣言」を発令していたところです。11月中旬以降、市内での目撃情報や捕獲頭数が減少してきており、宮城県で「クマ出没警報」および「ツキノワグマ人身被害防止強化期間」を延長していること、隣接市において人身被害が発生していることから、本市でも人身被害のリスクを最小限に抑えるため、緊急事態宣言期間を12月31日（水曜日）まで延長します。

～大崎市産業経済部農村環境整備課より～

また、気象庁の予報によると、この冬の降雪量が平年以上と予想されている地域もあるようです。

大雪の際には強い味方となる除雪機ですが、除雪機の使用に当たっては、事故を招く5つのNG行動に注意する必要があり、冬が迫ったこの時期に、除雪機を安全に使うためのポイントをお知らせします。



「除雪機事故を招く5つのNG行動」(NITE作成)
～消費者庁HPより～

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした実を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター（大崎市役所 民生部社会福祉課）

受付 月～金（祝日を除く）午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125・Fax. 0229-22-9047

E-mail : shohi@city.osaki.miagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号（本庁舎2階）

令和7年12月17日 発行